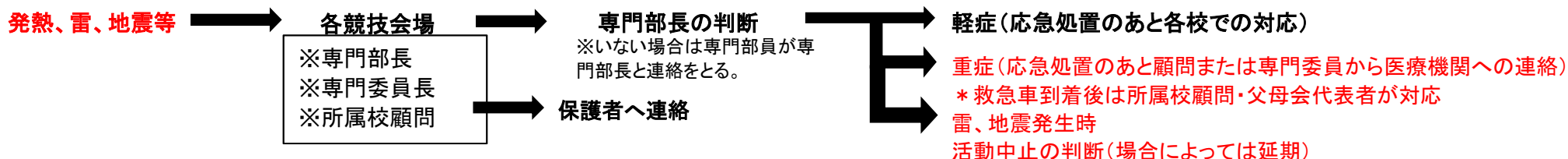


1. 大会を中止または延期とする場合

- (1) 県及び市町村から、感染状況を踏まえての中止要請があった場合。
- (2) 5月20日から6月19日の期間で「奥州市立小・中学校における臨時休業等の措置について(4.21奥州市教委発出)」により、レベル2以上となった場合。ただし、レベル3以上の場合は別途協議。 ※今後、市町当局からレベルと措置の変更があった場合は、別途協議する。
- (3) 大会会期中【6月20日(土)21日(日)・7月11日(土)12日(日)・7月18日(土)19日(日)・7月23日(木)～7月26日(日)】に上記(1)(2)の状況となった場合は、大会を中止とする。

2. 事故、発熱、雷、地震等発生時の連絡と判断の流れ



3. 具体的な動き

(1) 競技中に選手の怪我が生じた場合

- ア 競技中に選手の怪我が生じた場合には、当該生徒の所属校顧問でその程度を見て対応を検討する。
- イ 上記(1)の場合、怪我をした生徒の保護者への連絡は選手所属校顧問または学校から承認された父母会員が行う。
- ウ 医療機関の受診(救急車の要請等)に関わる最終判断は顧問が保護者と連絡をとった上でを行い、必要に応じて医療機関への連絡は専門部員で連携して行う。
- エ 当該校の顧問は、学校長への連絡を速やかに行う。特に医療機関を受診する場合は速やかに連絡を行う。
- オ 救急搬送が必要な場合に救急車に搭乗できるのは、顧問または顧問から依頼された父母会の代表者とする。
※事故等の緊急対応や生徒の掌握のため、各校2～3名の父母会の代表者を決定し、学校長に申請する。
※承認された保護者が明確になるよう、駐車券やIDカードを事務局が発行し、専門部で配付する。

(2) 大会中に症状が確認された場合

「新型コロナウイルス感染症予防マニュアル」の(2)の①～③の様な症状が確認された場合は顧問は保護者に連絡し、帰宅させることとする。
※随時事務局に連絡し指示を仰ぐ。

(3) 複数の怪我人や、症状を有する者が出た場合

大会中に各校3名以上の救急搬送者、発熱者等が出た場合は、当該校のその日の試合を中止し、翌週以降の試合については専門部で検討する。
なお、当該校が抜けることにより、その他の試合も続行不可能となればその日の試合は中止する。

(4) 雷発生時の場合

屋外での活動中(試合だけでなく練習も含む)に落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで安全な場所(避難場所の確認)に避難するなど生徒の安全確保を行う。活動中止の決定権を持つ者が、審判員となっている競技もあるが、最終的には専門部長(専門部長がいない場合は専門委員が専門部長と連絡をとる)の判断で決定を行う。避雷針の有無や避難場所からの距離などによって活動中止の判断時期は異なるが、特に周囲に何も無い状況においては少しでも落雷の予兆があった場合は速やかに活動中止の判断を行う。

(5) 地震や緊急地震速報があった場合

地震や緊急地震速報の受信等があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで安全な場所(避難場所の確認)に避難するなど生徒の安全確保を行う。